

通信業における人力運搬機を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労働 者規 模
1	14～ 15	荷物が積まれたパレットを運ぶため、左手で灰色パレット（鉄製V型）の左端を掴み、引き出そうとしたとき、パレットを掴んでいた手を滑らせて、尻もちをつくような体勢で後ろに倒れた。その際に両手を床についてしまい、痛みが生じ、左手首骨にヒビ・右手打撲を負った。	62	500 ～ 999
1	12～ 13	自転車で配達中、左側から自転車に乗ろうと右足を上げたところバランスを崩し転倒した。転倒時に右足で自分の左足甲を踏み、骨折した。	52	500 ～ 999
1	21～ 22	CRB（冷凍・冷蔵ゆうパック搬送用パレット）搬送中、EVを出たあたりで膝に痛みを感じた。当日はそのまま業務を続行したものの、痛みが継続した。	22	1000 ～ 9999
3	4～5	1階作業事務室で内務作業中、荷物を積んだパレットを移動させる際、パレットの動きが悪かったため勢いよく引いたところ、制御しきれずに車輪と床の間に左足小指を挟み骨折した。	39	300 ～ 499
3	0～1	供給口に青トレーを補充するため、トレーの載ったパレットを移動させていた際に、パレットと鉄柵との間に右手甲をはさみ打撲した。	45	1000 ～ 9999
3	13～14	小包区分作業の事前準備のため、たたまれたパレットを組み立てるため移動させようとし、パレットの背面を引っ張ったことにより、パレットが転倒し、支えようとした際に左手小指が引っ掛かり、左手小指を骨折した。	45	1000 ～ 9999
3	20～21	一階の発着場で小包仕分けで、鉄パレットに積み込み作業で扉を閉めて出す場所に移動中に、いつもはパレットの内側を持つのに重かったので外側を持ち進行方	50	300 ～

		向に他のパレットがあることに気付かず、そのパレットと掴んでいたパレットの間に右手の甲を強く挟んだ。		499
4	3～4	1階チルド室前でチルドコンテナの搬送作業中に、柱を曲がったところに1台ずつチルドコンテナを並べていた時に、後ろ向きで角を曲がったところ、左後方に置いたチルドコンテナに気づかなかったため、置いたチルドコンテナの角と搬送中のチルドコンテナの取手部分に左手を挟んでしまい左手の甲を負傷した（手袋着用）。	64	500 ～ 999
4	3～4	小包区分作業中、パレット容器に荷物を積み込む作業が終了し、パレットの上下4枚の扉を閉めるため、まず上段の左右扉を閉め、続いて下段の左右扉を閉めようとしたが扉の歪みのせいで閉まらなかったため、力を入れて閉めようと左手で上段の扉の左右扉の境目をもって右手で力を入れて下段左右扉を押したところ、左人差し指が左右の扉の間に挟まり負傷した。	27	500 ～ 999
5	12～13	午前中の配達を終えて、自転車で帰局しようとしたところ、雨で濡れていた、タイル状の地面の上で自転車がスリップして転倒した。その際、自転車に左足が挟まれ、骨折・靱帯損傷し、歩行が出来なかった。	24	300 ～ 499
5	17～18	業務中、就業場所内1階事務室にて区分作業中、パレットを使用するため、畳であるパレットを開いたところ、下板のストッパーが掛かっていなかったため、下板が落ちてきて、左大腿部に倒れてきた。	42	300 ～ 499
5	14～15	運送車両へ積載するため運送員が引っ張っているアルミパレットを後から手で持ち押していた。発着出入口を出るためにパレットの向きを右向きに変える際、左手の指輪がパレットに引っ掛かったため、運送員がパレットを引いたところ、そのまま左腕が引っ張られるような状態になり負傷した。	49	300 ～ 499
6	1～2	配達物を載せているロールパレット（アルミ）を搬送中、エレベーターに乗せるために方向転換した際、下方を注意していなかったため、ロールパレットのタイヤが足に乗り上げ、左足小指を骨折した。	44	1000 ～ 9999
6	9～10	小包の仕分け作業をしていた。午後の配達分を載せたパレットを移動させようとしたところ、見た目より重量があり、思いきり引いたところ勢いよく動いてしまい、パレットを掴んでいた右手が、後ろにあったパレットと挟まれるようにぶつ	63	300 ～

		かったその時、右手の人差指が切れてしまい、出血が止まらなかった。		499
6	20～ 21	1階ベルトコンベア第一吐出口付近で、積載パレットを移動させ始めた際、他の吐出口（シュート口）を囲むパレットに右手甲をぶつけ、打撲した。患部が腫れて痛んだため通院後、休業に至る。	64	1000 ～ 9999
6	10～ 11	車、人がいない幅3mの舗装道において、訪問営業を終え、帰社するため自転車を運転中、見通しの良い直線道路（交通量なし）にて、閉じている傘を自転車車体に掛けていた。その後、振動等で傘が外れ、前タイヤスポークに挟まり、タイヤがロックして転倒した。道路に着地した際、左膝を強打し、受け身をとるため手をついた際に両手も負傷した。	42	1～9
6	3～4	就業場所にて、パレットの下段に荷物を積載しようとした際、中棚に頭をぶつけ、首がむち打ちとなった。（ヘルメット着用）	55	1000 ～ 9999
6	7～8	3階の予備室に保管していた配達物積載の横進パレットを2階の事務室へ移動させる為引いていた際、左足を誤って轢き骨折した。	64	500 ～ 999
7	11～12	相手方自動車が駐車場から左折するため、歩道上と駐車場で切り返しを行っていたところ、当方自転車が通りかかり、相手方自動車の後部に接触、右側に転倒し負傷したものの。	58	500 ～ 999
7	3～4	一階の作業場で郵便物を積んだ輸送パレットを進行方向に背を向け引っ張って移動していた。区分した郵便物を保管する棚（区分棚）と作業台に挟まれた狭い場所を通過しようとしたところ、両手で輸送パレットの両端を持ち引っ張っていた左手の手の甲が区分棚とパレットに挟まり負傷してしまった。	45	300 ～ 499
7	9～ 10	組立済みの空パレットを移動しようとした際、たたんであったパレットが絡んでいたため、少し揺らして剥がそうとしたところ、たたんであったパレットが倒れてきたので、避けようとして尻もちをつく感じに転倒し、腰に激痛がはしった。	47	1000 ～ 9999
9	15～	局内で折りたたんだ鉄パレット2台を搬送中、置いてあった別パレットにぶつかり、搬送していたパレットが倒れそうになったため支えようとしたが支えきれ	52	10～

	16	ず、パレットの下敷きになった。		29
10	2～3	バック作業場において、何度も反復して、重量物を運んでる時に物量が多くたくさんの米が積んであるパレットを動かそうとしたら、右膝に強い力がかかってしまい、右膝が痛くなった。次の日に右膝が腫れてきた。	57	1000 ～ 9999
10	13～14	小包を仕分けする作業室において、小包の積まれたパレットから荷物をおろしていた。パレットは二段の構造となっており、上段の荷物を降ろした後、中段を上げロックをかけた後に下段の荷物を降ろす作業に入ったところ、ロックをかけた中板が外れ、頭部に直撃し負傷した。	47	100 ～ 299
10	8～9	1階郵便作業を行うフロアで、パレットを整理中に折り畳んだパレットⅡ型5枚をまとめて搬送しパレットを切り替えしようとしたところ、先頭パレット（1枚目）が動いたため、それをおさえようと残り4枚から手を離したら4枚のパレットがバランスを崩し、倒れてきたパレットのメッシュ部分が頭にあたりそのまま倒れ下敷きとなった。すぐに救急車で搬送、結果（検査）胸椎の椎体骨折と診断された。	49	500 ～ 999
11	15～16	当局3階南側44番ホームと8番シュートとの間の通路付近において、北側より南側へLRB1台（実パレット）を搬送して、ホームへ並べようと向きを変えたところ、急に自分に向かって動き出したので後方へ転倒し、左足は伸び右足は曲がった状態で尻もち、伸びた左足脛にLRBが当たり負傷した。	69	1000 ～ 9999
11	3～4	社員は小包が積載されたパレットを搬送するため、パレットを動かしていた際、腰に負荷がかかり、急激な痛みが走り負傷した。	58	500 ～ 999
11	16～17	鉄製パレットで到着した自局配達小包を分ける作業中、パレットの中敷を畳む際、左手薬指を中敷に触れたまま下ろしたため、左手薬指の第一関節部分が金具と中敷に挟まれ負傷した。	46	100 ～ 299
11	11～12	小包区分機4番シュートの付近で、運ばれてきたパレットの上段に積んであった荷物（花）を降ろそうとしていた。パレット下段に足を乗せて荷物を掴み、乗せていた足を降ろそうとしたところ、足が絡まったようにふらつき倒れた。倒れた	46	100 ～ 299

		際、建物の柱保護のため床にある木材に腰を打ちつけ負傷した。		
12	7~8	当局1階郵便部において、10段積みのパレットケース2列を運搬しようとして、右手側は押し、左手側は引きながら動き始めたところ、左手側のケースカートの車輪の動きが悪く、パレットケースのバランスが崩れ倒れてきた。一瞬支えようとしたが支えきれず、はずみで自身も尻もちをつくように転倒し、左足首を大きく捻った。多少の痛みはあったものの業務を継続したが、痛みと腫れが大きくなってきたため病院を受診した。	62	500 ～ 999
12	9~10	本館2階作業室で、パレット2台を連結して運ぶ際、誤って指を挟んだ。もともと怪我をして爪がはがれていたところを挟んだことと、服用している薬のせいで血が止まらなくなった。	52	1000 ～ 9999
12	18~19	局内4階作業場で、パレットケースに入った大型配達物をパレットに積み替える作業中、パレット下段の奥にパレットケースを積み込もうとした際、パレットの中棚が倒れてきて、後頭部を強打した。	32	1000 ～ 9999
12	11~12	年末のためパレットや台車で非常に狭隘になっていた事務室で、小包を運ぶため細い通路を横向きで移動していた際、足元に放置されていた台車に躓き、左膝をつくような体勢で転倒した。	49	100 ～ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html